

部長会議付議事案書（報告）

（平成30年2月8日）

提案課名 行政経営課

報告者名 三竹 芳則

事案名	秦野市コンプライアンス推進基本方針について	有 資料 無
提案趣旨	<p>秦野市コンプライアンス推進規則の目的として、コンプライアンス推進の基本方針を作成し、具体的な取り組みを行うとしていることから、秦野市コンプライアンス推進委員会において協議を行い、「秦野市コンプライアンス推進基本方針」を策定しましたので、これを公表するとともに、全職員に周知し、この基本方針に基づき引き続きコンプライアンスの推進を図るものです。</p>	
概要	<p>秦野市コンプライアンス推進規則に基づき設置した秦野市コンプライアンス推進委員会において、リスクマネジメント部会を設置し、本市のコンプライアンス推進体制の協議を行い、基本方針の素案を策定のうえ、コンプライアンス推進委員会において協議し、策定したものです。</p> <p>基本方針のほか、コンプライアンスの定義、推進目標、推進指針等で構成されており、本市のコンプライアンス推進の方向性を定めるものとなります。</p>	
経過	<p><input type="checkbox"/>コンプライアンス推進委員会</p> <p>第2回 平成29年 8月 1日 (火)</p> <p>第3回 10月 6日 (金)</p> <p>第6回 平成30年 1月23日 (火)</p> <p><input type="checkbox"/>コンプライアンス推進委員会 リスクマネジメント部会</p> <p>第1回 平成29年10月26日 (木)</p> <p>第2回 12月28日 (木)</p> <p>第3回 平成30年 1月22日 (木)</p>	
今後の進め方	<p>平成30年 2月16日 (金) 議員連絡会において報告</p> <p>庁内各部課に対して、依命通達とともに送付</p> <p>市HPで公開</p> <p>まほろば通信にてマスコミにリリース</p>	

秦野市コンプライアンス推進基本方針



平成30年（2018年） 月

秦野市

目 次

1	策定の趣旨	1
2	コンプライアンスの定義	2
3	秦野市コンプライアンス推進基本方針	3
4	秦野市コンプライアンス推進目標	3
5	秦野市コンプライアンス推進指針	
(1)	法令等を遵守した事務の執行	4
(2)	服務規律・公務員倫理の徹底	6
(3)	情報管理の徹底	7
(4)	交通安全の徹底	8
(5)	信頼される市民対応	9
(6)	ハラスメントの防止	10
(7)	公益（内部）通報制度の運用	10
6	秦野市コンプライアンス推進体制	11
7	リスクマネジメント主管課	13

1 策定の趣旨

人口減少・少子高齢化、情報化及びグローバル化の進行に伴う社会構造の変化、地方分権の進展等、秦野市を取り巻く環境は大きく変化するとともに、行政課題は複雑化・高度化しており、その対応もより専門的かつ細やかなものが求められています。こうした状況に対応するため、効率的な組織運営を行うとともに、行政サービスについても最適化を図る必要があります。

このためには市政運営において、市民の信頼を得て、市民とともに公共の在り方や地域の将来を考え、共に持続可能なまちづくりを進める必要があります。

しかし、職員の違法行為や、不注意等による事務処理ミス等が発生すると、市民の信頼を失い、今後の市政運営に大きな影響を与えることとなります。このことをすべての職員が理解し、市民との信頼関係の構築を目指すためにも、組織としてコンプライアンスの推進に取り組む必要があります。

秦野市コンプライアンス推進基本方針は、全ての職員が法令等を遵守し、及び事務を適正に執行し、並びに誠実かつ公平な職務の遂行を推進するとともに、組織の秩序を維持することにより、市民の信頼を得た市役所、そして市民と一体となったまちづくりを進める組織となることを目的として、職員が常に意識すべきものとして定めるものです。

なお、コンプライアンスの本来的な目的は、自らをリスクから守ることにあります。この基本方針に基づく取組みに従い行動することはもちろんのこと、職員全員が当事者意識を持ち、潜在的なリスクを予見・回避し、また、アクシデントが発生した場合の影響を最小限に抑えるリスクマネジメント能力を備え、さらに高めることを求めるものです。

2 コンプライアンスの定義

コンプライアンス（Compliance）とは、一般的に「法令遵守」と訳されていますが、単に法律に違反しないというだけではなく、社会通念上の常識や倫理に照らして正しい行動を取ること、また、組織のルールを遵守することをいいます。

また、地方自治体に求められるコンプライアンスとは、公正であるべき「公」の仕組みやシステムを適正に運用するために、公正な職務の執行に疑念や不信が働くことのない職務行為を行うことといえます。

本市では、全ての職員が職務を遂行するに当たって、市民や地域社会の期待と信頼に応えるべく、法令や社会規範等にとっとり正しい行動を取ることをコンプライアンスとして定義するものです。

コンプライアンス



法令遵守はもちろん、
社会通念上の常識や倫理に照らして
正しい行動を取ること。

3 秦野市コンプライアンス推進基本方針

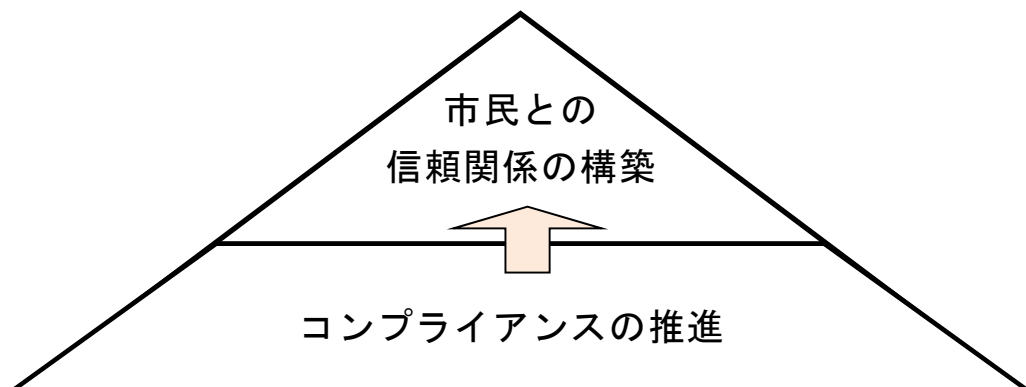
本市のコンプライアンスを推進するため、次のとおり「秦野市コンプライアンス推進基本方針」を定めることとします。

秦野市コンプライアンス推進基本方針

- 1 全ての職員が高い倫理意識と全体の奉仕者としての自覚を持ち、法令、規程等の遵守を徹底します。
- 2 適正かつ公正な職務を遂行するとともに、リスク管理体制の整備とそのモニタリング（評価・報告・公表）に取り組みます。
- 3 事務処理ミスや不祥事の発生を防ぐ、風通しよい開かれた職場環境をつくります。
- 4 業務プロセスを可視化し、行財政運営の透明性を確保します。

4 秦野市コンプライアンス推進目標

全ての職員が公務員としての高い倫理意識と、全体の奉仕者としての自覚を持ち、組織としてコンプライアンスの推進に取り組むことで、市民との信頼関係の構築を目指すものです。



5 秦野市コンプライアンス推進指針

秦野市コンプライアンス推進基本方針に基づき、全ての職員がコンプライアンス推進目標を達成するための具体的な行動規範として、7つの項目を推進指針として定めます。

※ 【関係法令等】の服務等に係る規定については、任命権者ごとに定められているため、それぞれの規程等を参照すること。

1 法令等を遵守した事務の執行

(1) 法令遵守の徹底

- ア 事務の執行に当たっては、根拠となる法令、規程等を十分に理解して、正しい適用・手続により行うこと。
- イ 契約事務については、競争を原則として、透明性・公平性の確保に努め、適切に執行すること。
- ウ 基本的人権は、侵すことのできない基本的権利であることを意識し、性別・国籍・出身地、学歴などにとらわれず、相互に対等の立場に立って認め合うこと。
- エ 法令違反行為を隠し、又は看過しないこと。

【関係法令等】

- ・ 地方自治法第2条第16項（法令等に違反した事務処理の禁止）
- ・ 地方自治法第232条の3（支出負担行為）
- ・ 地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）
- ・ 刑法第155条第1項（公文書偽造等）
- ・ 刑事訴訟法第239条第2項（公務員の告発義務）
- ・ 入札談合等関与行為防止法
- ・ 秦野市公益通報の処理手続等に関する規程
- ・ 秦野市契約規則

(2) 公金の適正管理

- ア 「公金の取扱いに関する基準」を理解し、遵守すること。
- イ 公金の取扱いは、最も安全かつ確実な方法で行い、複数の職員による確認を徹底すること。

ウ 公金の出納状況については、常時把握するよう努め、関連する簿冊を適正に管理すること。

【関係法令等】

- ・ 秦野市公金取扱基準を定める要綱
- ・ 公金の取扱いに関する基準

(3) 公印の適正管理

ア 公印は、文書の成立が真正であることを認証し、その文書の内容について市やその職員が責任を負うことを明らかにするために使用するものであるという認識を持つこと。

イ 公印の管理者は、公印の管理及び使用に当たり、盗難、紛失、不正使用等を防止するため、適切な処置をとること。

ウ その他公印の管理及び使用に当たっては、関係例規を遵守し、適正な管理等に努めること。

【関係法令等】

- ・ 秦野市公印規則
- ・ 秦野市文書等の取扱いに関する規程

(4) 業務プロセスの管理

ア 事務マニュアルやチェックリストの作成、業務プロセスのフローチャート化等、業務執行の手順とチェック体制の構築を図るための手段を活用し、業務環境に適したものとなるよう継続的に改善を行うこと。

イ 全ての業務における執行プロセスの管理においては、結果として市民の満足度が向上し、最小の経費で最大の効果が得られるよう高い意識を持って取り組むこと。

ウ 日頃から潜在リスクへの意識を持ち、業務遂行に係る不適切な取扱いを未然に防止するとともに、前例踏襲によることなく、最も適切な執行に努めること。

【関係法令等】

- ・ 秦野市事務決裁規程
- ・ 秦野市事務分掌等に関する規則
- ・ 秦野市文書等の取扱いに関する規程

(5) 事務処理ミスの防止

- ア 日頃から報告・連絡・相談を密にし、定期的にミーティングを実施する等職員間の意思疎通や職務に対する共通認識を深めることにより、風通しよい開かれた職場風土の醸成に努め、課題の早期発見やミスの未然防止に取り組むこと。
- イ アクシデント及びインシデント（ヒヤリ・ハット）については、全職員で情報共有するとともに、事実関係、原因等の調査・分析を行い、組織的な再発防止策を講じること。

2 服務規律・公務員倫理の徹底

(1) 服務規律の徹底

- ア 地方公務員法の関係規定を理解し、全体の奉仕者として全力を挙げて職務に専念する義務が課され、規律ある行動が求められることを念頭に置くこと。
- イ 職務遂行中はもとより、勤務時間外であっても、自らの行動が組織全体の信用に影響することを意識し、社会通念上の常識や倫理に照らして正しい行動を行うこと。

(2) 公務員倫理意識の徹底

利害関係者と接触等する場合は、「公平な職務遂行」に対して市民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと。

【関係法令等】

- ・ 地方公務員法第30条（服務の根本基準）
- ・ 地方公務員法第31条（服務の宣誓）
- ・ 地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）
- ・ 地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）
- ・ 地方公務員法第34条第1項（秘密を守る義務）
- ・ 地方公務員法第35条（職務に専念する義務）
- ・ 刑事訴訟法第239条第2項（公務員の告発義務）
- ・ 秦野市職員服務規程
- ・ 秦野市職員倫理規程

3 情報管理の徹底

(1) 個人情報の適正な取扱い

- ア 個人情報は、その取扱目的を明確にし、必要最小限の情報を適法かつ公正な手段により、原則として本人から収集すること。
- イ 個人情報は、その取扱目的以外の目的で利用し、又は本人以外の者に提供しないこと。
- ウ 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な処置をとること。
- エ 万一個人情報が漏えいした場合、被害が最小限となるよう速やかに上司への報告を行い、関係機関への連絡、対象者への連絡や謝罪を適切に行うこと。

【関係法令等】

- ・ 秦野市個人情報保護条例
- ・ 秦野市個人情報保護条例施行規則
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、同法施行令及び同法施行規則

(2) 公文書の適正な管理

- ア 公文書は、正確かつ迅速に取り扱い、常に整備して、事務が能率的に処理されるように管理すること。
- イ 保存すべき公文書は、その保存期間満了までの間、適切な保存及び利用を確保するために、必要な場所において、識別を容易にするための処置をとったうえで保存すること。
- ウ 公文書の片外持ち出しは原則禁止であるが、業務上やむを得ず持ち出す場合は、紛失や盗難のリスクがあることを念頭に置き、厳重に管理すること。

【関係法令等】

- ・ 秦野市文書等の取扱いに関する規程
- ・ 秦野市情報公開条例第21条及び第23条

(3) 情報セキュリティの確保

電子情報の機密性、完全性及び可用性を維持し、組織を挙げて情報セキュリティの確保に取り組むため、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務遂行に当たっては情報セキュリティポリシーを遵守すること。

【関係法令等】

- ・ 秦野市情報セキュリティポリシー

4 交通安全の徹底

(1) 安全運転の励行

ア 自動車、自転車等の運転に当たっては、法令遵守を率先すべき公務員として、公私を問わず交通法規を遵守し、常に安全運転の意識を高く持つこと。

イ 公用車使用時は、所属長等による免許証携行確認や運行前点検、運行時の同乗者による安全確認等、庁用自動車等安全運転マニュアルに従い、安全運転の励行に努めること。

(2) 交通法規違反・交通事故の防止

ア 交通法規の違反は、職員一人ひとりの心掛けによって確実に防止できるものであることを認識し、安全運転の意識向上に努めること。

イ 事故等発生時には、負傷者の救護、路上の危険防止措置、警察への連絡等の措置を迅速に行うこと。また、所属長への報告を速やかに行うこと。

【関係法令等】

- ・ 道路交通法
- ・ 秦野市庁用車両管理規則
- ・ 秦野市職員交通安全対策委員会規則
- ・ 公用車事故マニュアル

5 信頼される市民対応

(1) 誠実かつ公平・公正な態度

ア 市民と接するときは、自分の対応が市役所の評価につながることを意識し、誠実かつ公平・公正な対応を心掛けること。

イ 市民からの意見、相談、苦情等は、市民が市に何を求めているのかを知ることができる貴重な機会と捉え、市民の立場で考え、丁寧な対応を心掛けること。

ウ アクシデントが発生したときは、直ちに所属長に報告し、的確・公正な職務の執行を確保するため、原則として一般に公表するとともに、その再発防止に努めること。

【関係法令等】

- ・ 秦野市職員服務規程
- ・ 秦野市広報広聴規則

(2) 不当要求行為等への適切な対応

ア 公平かつ公正な職務遂行のため、脅迫や暴力等犯罪行為に対しては、毅然とした態度で冷静に対応すること。

イ 不当要求行為等には、職員個人ではなく、組織的に一丸となって対応すること。

【関係法令等】

- ・ 秦野市不当要求行為等の防止に関する要綱
- ・ 不当要求行為等防止対策マニュアル

6 ハラスメントの防止

- (1) セクシュアル・ハラスメントの防止
- (2) パワー・ハラスメントの防止
- (3) マタニティ・ハラスメントの防止
- (4) その他ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員個人に対する人権等の侵害にとどまらず、職場全体の職員の意欲の低下や業務の円滑な遂行に影響を及ぼすことを強く認識し、「しない・させない・許さない」という意識で防止に努めること。

【関係法令等】

- ・男女雇用機会均等法第11条第1項（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）
- ・育児・介護休業法
- ・秦野市職員服務規程
- ・秦野市職員づくり基本方針

7 公益（内部）通報制度の運用

- (1) 公益（内部）通報制度の活用

職務において法令違反行為を知ったときは、上司への報告・相談又は人事課への公益（内部）通報をする等、適切な対応をすること。

- (2) 通報者保護に対する理解

通報者が公益のために通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けることがない制度であることを理解すること。

【関係法令等】

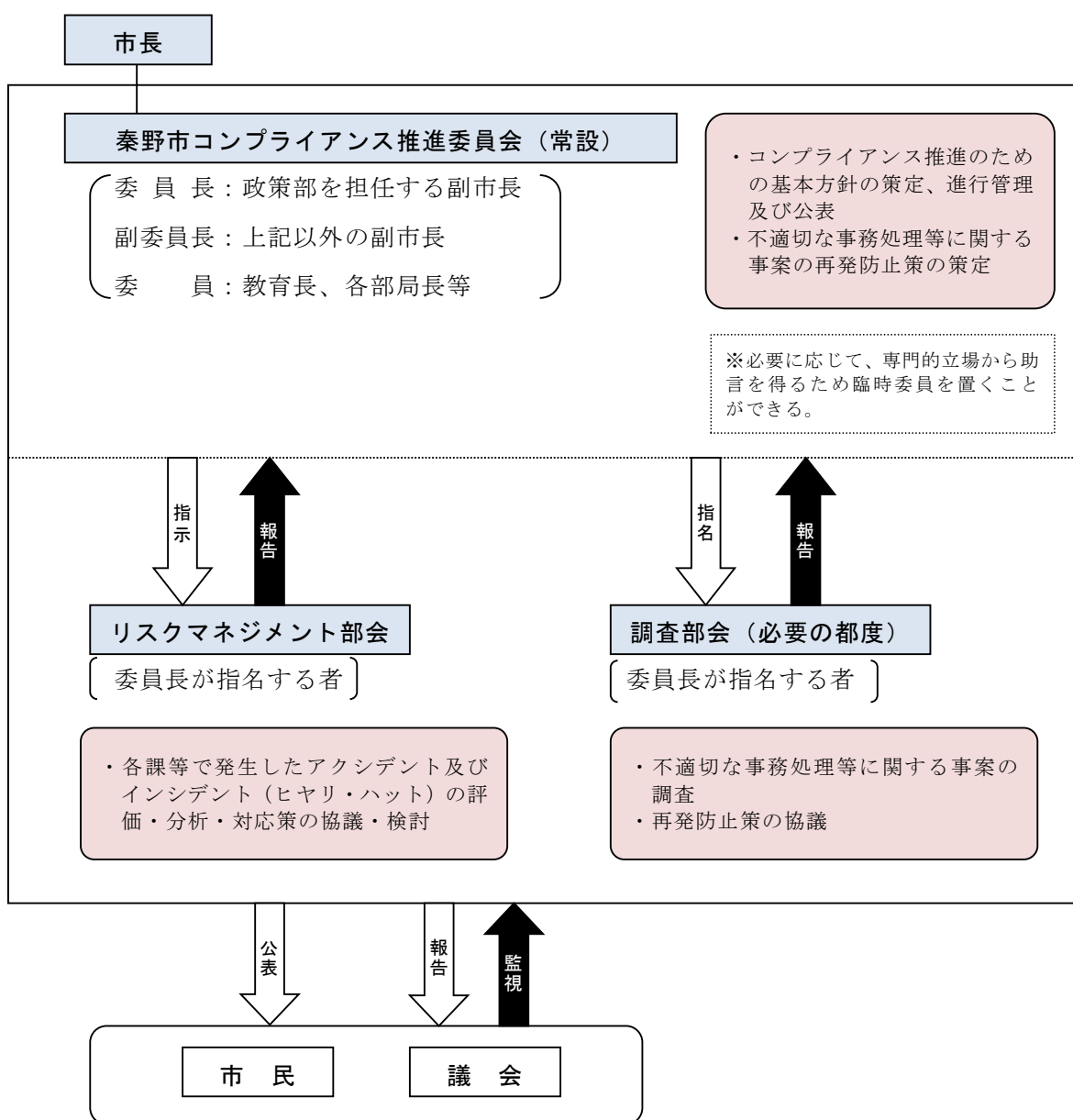
- ・公益通報者保護法
- ・秦野市公益通報の処理手続等に関する規程

6 秦野市コンプライアンス推進体制

個別の事案に係る事実や原因の調査、再発防止策の検討等を行うとともに、全ての職員が法令等を遵守し、適正な業務、誠実かつ公平な職務の遂行を推進することを目的として、次のとおり庁内組織を設置しています。

なお、地方自治法において内部統制に関する規定が定められ（平成32年（2019年）4月1日施行）、普通市である本市は努力義務の扱いですが、今後詳細が明らかとなった段階で整合を図るものとします。

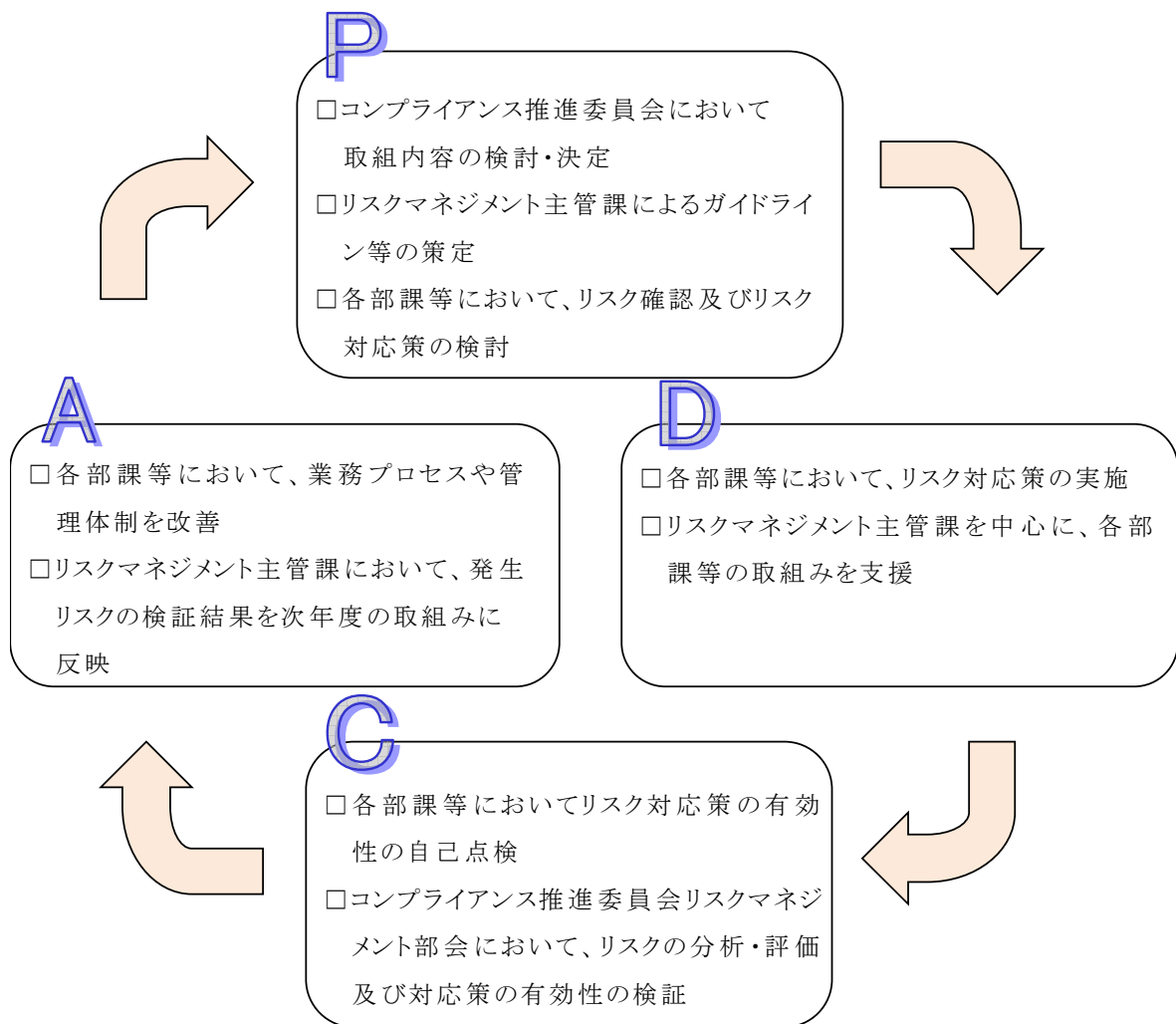
【秦野市コンプライアンス推進体制】



【リスク管理体制（PDCAサイクル）及びモニタリング体制】

コンプライアンス推進のためには、職員の意識改革を行うとともに、定期的なリスク対策の検証と周知徹底、必要なモニタリング活動の実施、ルール・体制についての適宜見直し等を行い、PDCAサイクルとして機能させ続けることが重要です。

各所属の自律的な管理体制の構築を目指すためにも、次のようなPDCAサイクルシステムを構築し、持続的な取組みを推進するものです。



7 リスクマネジメント主管課

コンプライアンス推進指針に示した各項目について、それぞれのリスクをマネジメントすべき課については、次のとおりです。

項目 課名	①法令等を 遵守した事 務の執行	②服務規 律・公務員 倫理の徹底	③情報管理 の徹底	④交通安全 の徹底	⑤信頼され る市民対応	⑥ハラスメ ントの防止	⑦公益(内 部)通報制 度の運用
行政経営課	●						
人 事 課	●	●			●	●	●
文書法制課	●		●				
情報政策課			●				
財 政 課 (財務事務)	●						
資産経営課 (資産管理)	●			●			
契 約 課 (契約事務)	●						
広 報 課					●		
市民相談人権課					●		
くらし安全課					●		
経営総務課	●	●		●	●	●	
消防総務課	●	●		●	●	●	
会 計 課 (支出事務)	●						

(平成30年(2018年) 月現在)

秦野市コンプライアンス基本方針

コンプライアンス

||

法令遵守はもちろん、
社会通念上の常識や倫理に照らして
正しい行動を取ること。

- 1 全ての職員が高い倫理意識と全体の奉仕者としての自覚を持ち、法令、規程等の遵守を徹底します。
- 2 適正かつ公正な職務を遂行するとともに、リスク管理体制の整備とそのモニタリング（評価・報告・公表）に取り組みます。
- 3 事務処理ミスや不祥事の発生を防ぐ、風通しよい開かれた職場環境をつくります。
- 4 業務プロセスを可視化し、行財政運営の透明性を確保します。

平成30年（2018年） 月 日

秦野市長 高橋昌和

秦野市 コンプライアンス推進基本方針

平成30年（2018年） 月策定
秦野市 政策部 行政経営課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町 1-3-2

TEL : 0463-82-5102

FAX : 0463-84-5235

URL <http://www.city.hadano.kanagawa.jp>

E-mail keiei@city.hadano.kanagawa.jp

部長会議付議事案書（報告）

（平成30年2月8日）

提案課名 行政経営課

報告者名 三竹 芳則

事案名	第3次はだの行革推進プラン実行計画の改訂案について	<input checked="" type="checkbox"/> 有 資料 無
提案趣旨	<p>第3次はだの行革推進プラン実行計画（計画期間：平成28年度～32年度）は、総合計画後期基本計画に位置付けられている「行財政改革の推進」を着実に実行するため、具体的な改革内容や実行年度を示すものです。</p> <p>この実行計画は、社会情勢の変化に合わせて行財政運営を最適化するため適宜見直しを図ることとしており、今回は、策定当初に実行年度や目標効果額が設定されなかった（「実行に向けた検討状況を踏まえ設定」としている）項目や、平成28年度行政評価（テーマ「戦略的な人財育成」）での結果を踏まえて改革内容を変更する必要が生じた項目などを見直し、一部改訂案を作成しましたので、報告するものです。</p>	
概要	<p>第3次はだの行革推進プラン実行計画改訂案の概要について（資料1）</p> <p>第3次はだの行革推進プラン実行計画に掲げる改革項目のうち4項目の変更 …目標設定1項目、改革内容の変更3項目（資料2）</p>	
経過	<p>平成29年11月 2日 秦野市行財政改善推進委員会において見直し方針決定</p> <p>平成30年 1月 5日 秦野市行財政改善推進委員会において改訂原案承認</p> <p>1月19日 秦野市行財政調査会行革推進専門部会にて意見聴取</p>	
今後の進め方	<p>平成30年2月16日 議員連絡会にて報告（意見聴取：3月31日まで）</p> <p>3月 1日 パブリック・コメント実施（意見募集：3月26日まで）</p> <p>5月 改訂計画策定</p>	

第 3 次はだの行革推進プラン実行計画改訂案の概要について

平成 30 年 2 月 8 日

政策部行政経営課

1 改訂の目的

第 3 次はだの行革推進プラン実行計画（計画期間：平成 28 年度～32 年度）は、総合計画後期基本計画に位置付けられている「行財政改革の推進」を着実に実行するため、具体的な改革内容や実行年度を示すものです。

この実行計画は、社会情勢の変化に合わせて行財政運営を最適化するため、項目の追加及び廃止を含め、適宜見直しを図ることとしています。

2 改訂の方針

第 3 次はだの行革推進プラン実行計画は、次に掲げる場合に改訂を行うものとします。

- (1) 実行年度及び目標効果額が未設定の改革項目について、いずれかを設定するとき。
- (2) 社会情勢の変化に合わせて改革内容等を追加、変更又は廃止するとき。

3 今回の改訂内容等について

策定当初に実行年度及び目標効果額が未設定であった改革項目について、それらを設定するとともに、平成 28 年度行政評価（テーマ：戦略的な人財育成）の結果を踏まえて改革内容を変更する必要性が生じた項目などについて、附属機関である秦野市行財政調査会（行革推進専門部会）の意見を聴取したうえで、改訂案を作成したものです。

また、具体の改訂内容等については次のとおりです。

- (1) **No.2-1-11 上下水道事業に係る業務の包括的な民間委託の拡大の検討**
[実行年度及び目標効果額を設定]

策定当初には、「実行に向けた検討状況を踏まえ設定」として実行年度や目標効果額を設定していませんでしたが、上下水道事業に係る民間委託拡大の方針が決定したことから、実行年度を平成 29 年度、目標効果額を特別会計の効果額として 1,875 千円として設定するものです。

- (2) **No.1-2-01 適正な職員規模による行政経営の推進** [改革内容を変更]

平成 28 年度に策定した「秦野市職員定員最適化計画」との整合を図る

ため、最適な職員規模を確保するに当たって「経営資源のバランス」を考慮するよう改革内容を変更するものです。

(3) No.3-2-08 スポーツ施設へのネーミングライツ導入の検討

[改革内容を変更]

秦野市ネーミングライツ実施要綱（平成29年9月1日施行）との整合を図るため、検討対象をスポーツ施設からすべての公共施設及びイベントへ拡大するものです。

(4) No.4-1-02 一般職給与の見直し [改革内容を変更]

平成28年度行政評価（テーマ「戦略的な人財育成」）の結果を踏まえ、一般職給与の見直しに当たり「職責と処遇のバランス」を考慮するよう改革内容を変更するものです。

4 今後の予定

平成30年3月 1日 パブリック・コメント手続開始
(意見募集3月26日まで)
5月 改訂計画策定

第3次はだの行革推進プラン実行計画

改訂案

No.	改訂を行う項目	改訂の内容
1	No.2-1-11 上下水道事業に係る業務の包括的な民間委託の拡大の検討	目標設定
2	No.1-2-01 適正な職員規模による行政経営の推進	改革内容の変更
3	No.3-2-08 スポーツ施設へのネーミングライツ導入の検討	改革内容の変更
4	No.4-1-02 一般職給与の見直し	改革内容の変更

改訂の概要

①目標効果額
「(1,875)」とする。

②実行年度
「実行に向けた検討状況を踏まえ設定」を削り、平成29年度の項に「◎」（改革を実行する年度）、平成30年度から32年度までの項に「⇒」（改革に伴う効果が継続する年度）とする。

改訂の理由

上下水道事業に係る業務の包括的な民間委託拡大の方針が決定したことから、実行年度及び効果額を設定するもの。

改訂前

改革項目		改革主管課		項目No.	
上下水道事業に係る業務の包括的な民間委託の拡大の検討		経営総務課 営業課		2-1-11	
改革内容					
上下水道事業に係る業務について、さらなる民間委託化の可能性を検討し、包括的な民間委託の拡大を検討します。					
効果額（千円）	年 度				
	H28	H29	H30	H31	H32
実行に向けた検討状況を踏まえ設定					



改訂後

改革項目		改革主管課		項目No.	
上下水道事業に係る業務の包括的な民間委託の拡大の検討		営業課		2-1-11	
改革内容					
上下水道事業に係る業務について、さらなる民間委託化の可能性を検討し、包括的な民間委託の拡大を検討します。					
効果額（千円）	年 度				
	H28	H29	H30	H31	H32
<u>(1,875)</u> 変更前 未設定		◎	⇒	⇒	⇒

改訂の概要

①項目名

「適正な」を「最適な」に改め、「の推進」を削除する。

②改革内容

「引き続き人件費の抑制を図っていく必要があることから、」を削除する。

「退職者数の推移」の次に「経営資源（ヒト・モノ・カネ）のバランス」を追加する。

「適正な」を「最適な」に改める。

「推進します。」を「行います。」に改める。

改訂の理由

平成28年度に策定した「秦野市職員定員最適化計画」に沿って、適正な職員規模を確保するに当たって考慮すべき要素として「経営資源のバランス」を追加するもの。

改訂前

改革項目		改革主管課	項目No.			
適正な職員規模による行政経営の推進		行政経営課	1-2-01			
改革内容						
行政需要は増加傾向にありますが、引き続き人件費の抑制を図っていく必要があることから、委託化の推進状況や退職者数の推移を見据える中で、適正な職員規模により行政経営を推進します。						
効果額（千円）	年 度					
	H28	H29	H30	H31	H32	
—	◎	◎	◎	◎	◎	



改訂後

改革項目		改革主管課	項目No.			
<u>最適な職員規模による行政経営の推進</u>		行政経営課	1-2-01			
改革内容						
行政需要は増加傾向にありますが、引き続き人件費の抑制を図っていく必要があることから、 <u>委託化の推進状況や退職者数の推移、経営資源（ヒト・モノ・カネ）のバランス</u> を見据える中で、 <u>最適な職員規模により行政経営を行います。</u>						
効果額（千円）	年 度					
	H28	H29	H30	H31	H32	
—	◎	◎	◎	◎	◎	

改訂の概要

- ①項目名
「スポーツ施設」を「公共施設・イベント」とする。
- ②改革内容
「スポーツ施設」を「スポーツ施設等の公共施設・イベント」とする。

改訂の理由

改革の対象を、スポーツ施設からすべての公共施設・イベントとするもの。

また、各施設共通のネーミングライツ実施要綱を作成した資産経営課を改革主管課に加えるもの。

改訂前

改革項目		改革主管課		項目No.	
スポーツ施設へのネーミングライツ導入の検討		カルチャーパーク課 スポーツ推進課		3-2-08	
改革内容					
ネーミングライツ(命名権)に係る課題を整理したうえで、スポーツ施設への導入を検討します。					
効果額 (千円)	年 度				
	H28	H29	H30	H31	H32
実行に向けた検討状況を踏まえ設定					



改訂後

改革項目		改革主管課		項目No.	
公共施設・イベントへのネーミングライツ導入の検討		カルチャーパーク課 スポーツ推進課 資産経営課 その他関係各課		3-2-08	
改革内容					
ネーミングライツ(命名権)に係る課題を整理したうえで、スポーツ施設等の公共施設・イベントへの導入を検討します。					
効果額 (千円)	年 度				
	H28	H29	H30	H31	H32
実行に向けた検討状況を踏まえ設定					

改訂の概要

改革内容
「神奈川県人事委員会の勧告」の次に「、並びに職責と処遇とのバランス」を追加する。

改訂の理由

平成28年度行政評価結果を踏まえ、一般職給与等の見直しに当たって考慮すべき事項に「職責と処遇のバランス」を加えるもの。

改訂前

改革項目	改革主管課	項目No.				
一般職給与の見直し	人事課	4-1-02				
改革内容						
地方公務員法で定められた情勢適応の原則や均衡の原則に則り、国家公務員の給与改定(人事院勧告)及び神奈川県人事委員会の勧告を考慮した中で、一般職の給与等を見直します。						
効果額 (千円)	年 度					
	H28	H29	H30	H31	H32	
184,272	◎	◎	◎	◎	◎	



改訂後

改革項目	改革主管課	項目No.				
一般職給与の見直し	人事課	4-1-02				
改革内容						
地方公務員法で定められた情勢適応の原則や均衡の原則に則り、国家公務員の給与改定(人事院勧告)及び神奈川県人事委員会の勧告、並びに職責と処遇とのバランスを考慮した中で、一般職の給与等を見直します。						
効果額 (千円)	年 度					
	H28	H29	H30	H31	H32	
184,272	◎	◎	◎	◎	◎	

部長会議付議事案書（報告）

（平成30年2月8日）

提案課名 戸籍住民課

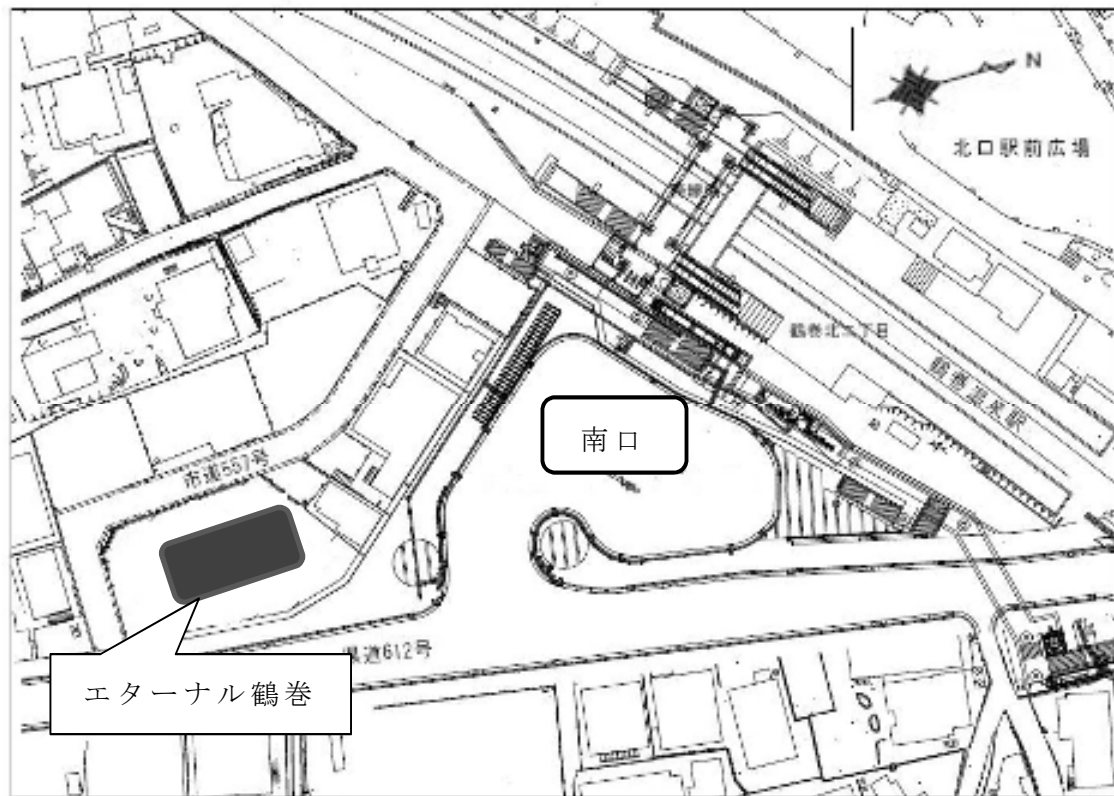
報告者名 原田真智子

事案名	(仮称) 鶴巻温泉駅連絡所の開設について	有 資料 無
提案趣旨	鶴巻温泉駅南口周辺整備事業に伴い、地域の方々により身近な場所で行政窓口サービスを受けていただくことを目的に駅連絡所を開設します。	
概要	<p>1 名称 (仮称) 鶴巻温泉駅連絡所</p> <p>2 場所 秦野市鶴巻南一丁目1番6号 エターナル鶴巻（4階建て）1階の一部 51.00㎡</p> <p>3 開設日 平成30年4月1日（日）</p> <p>4 取扱業務 (1) 住民票、印鑑登録証明書、戸籍の証明（戸籍謄抄本・身分証明・戸籍の附票）、各種税証明などの発行 (2) 市税収納業務 (3) 予約図書の受渡しと返却図書の受取サービス</p> <p>5 業務時間 午前8時30分から午後5時まで ※水曜日（休日を除く）は午前11時30分から午後8時まで ※12月29日から1月3日までは休業</p>	
経過	<p>平成29年 5月 本体工事着工（4階建て）</p> <p>11月 駅連絡所事務室内装工事着工</p> <p>平成30年 1月 本体、連絡所事務室内装工事終了</p> <p>2月 検査・引き渡し</p> <p>3月 備品納品、パソコン設置</p>	

今後の進め方

- 2月16日 議員連絡会で報告
- 3月上旬 自治会回覧（大根・鶴巻地区）
まほろば秦野通信
- 3月15日 「広報はだの」掲載
ホームページ掲載
- 4月 1日 「秦野市役所連絡所設置規則」を改正

位置図



見取り図



部長会議付議事案書（報告）

（平成30年2月8日）

提案課名 国保年金課

報告者名 陶山 茂

事案名	平成30年度国民健康保険制度改革について	資料 有
提案趣旨	<p>平成30年度の国保制度改革による、国民健康保険事業費納付金は、県内の保険給付費を賄うための財源として、各市町村の医療費水準や所得水準、被保険者数に応じて県が各市町村の納付金額を算定し、各市町村が納付するものですが、平成30年度の納付金額が確定したため金額と影響について報告するものです。また、県が財政運営主体となることで市町村国保特別会計の構成が大きく変わるため、予算科目の主な変更点についても併せて報告するものです。</p>	
概要	<p>1 平成30年度国民健康保険事業費納付金についての確定額</p> <p>(1) 納付金確定額：約49億2千万円</p> <p>(2) 決算補填を目的とした一般会計繰入金予算（見込）額の比較</p> <p>平成29年度（予算）：約8億9千万円</p> <p>平成30年度（予算見込み）：約5億5千万円</p> <p>2 予算科目の変更について</p> <p>県が財政主体となることで、国や社会保険診療報酬支払基金からの補助金、交付金等は県に交付され、社会保険診療報酬支払基金への納付金等についても県が納付を行うことになるため、各市町村の国保特別会計から削除されます。</p> <p>また、保険者の再保険制度である共同事業については、県が財政運営の主体となることでその機能が引き継がれ、共同事業自体は廃止となります。</p>	
経過	<p>1 平成25年12月 『持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律』（プログラム法）成立</p> <p>2 平成27年2月 プログラム法を踏まえた『国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）』が国保基盤強化協議会で合意</p> <p>3 平成27年5月 『持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律』が成立</p> <p>4 平成28年4月 国が『国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）』を策定</p> <p>5 平成30年1月 神奈川県が国の通知を踏まえた平成30年度国保事業費納付金の算定結果を提示</p>	

今後の
進め方

平成30年2月16日（金） 議員連絡会で報告

平成30年4月1日 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等
の一部を改正する法律の施行

平成30年度国民健康保険制度改革について

平成30年2月8日

福祉部国保年金課

1 国民健康保険事業費納付金の算定について

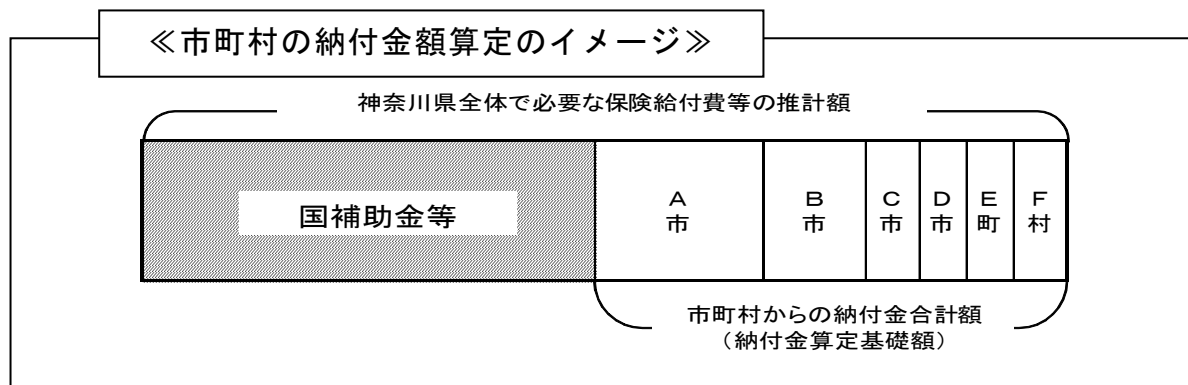
(1) 平成30年度国民健康保険事業費納付金の算定結果

約49億2千万円[被保険者1人当たり納付金額＝118,796円]

(参考：県内平均＝128,324円、県内最高額＝144,526円、県内最低額＝109,848円)

※市町村の納付金額の算定方法

- ・市町村の納付金額は、神奈川県全体で必要な保険給付費等の推計額から公費等を差し引いた額（納付金算定基礎額）に対して、各市町村の被保険者数、所得水準、医療費水準に応じて一律の計算式で算定された額です。
- ・医療費水準や所得水準が高い自治体（保険者）では、1人当たりの納付金額が高くなり、逆に医療費水準や所得水準が低い自治体（保険者）では納付金が低くなります。



(2) 納付金を踏まえた国保特別会計における決算補填を目的とした一般会計繰入金予算（見込）額の比較について

平成29年度予算：約8億9千万円

平成30年度予算（見込）：約5億4千万円

(制度改革が行われなかったと仮定した場合の推計：約10億2千万円)

※制度改革による納付金算定において、本市の所得水準、医療費水準が県内で低い水準であるため、低い納付金額が算定された結果本市の赤字繰入金の削減につながったものです。

2 平成30年度の予算科目について

県が財政主体となることで、国や社会保険診療報酬支払基金からの補助金や交付金は県に交付され、社会保険診療報酬支払基金への納付金等についても県が納付することになるため、各市町村の国保特別会計の予算科目から削除することとなります。

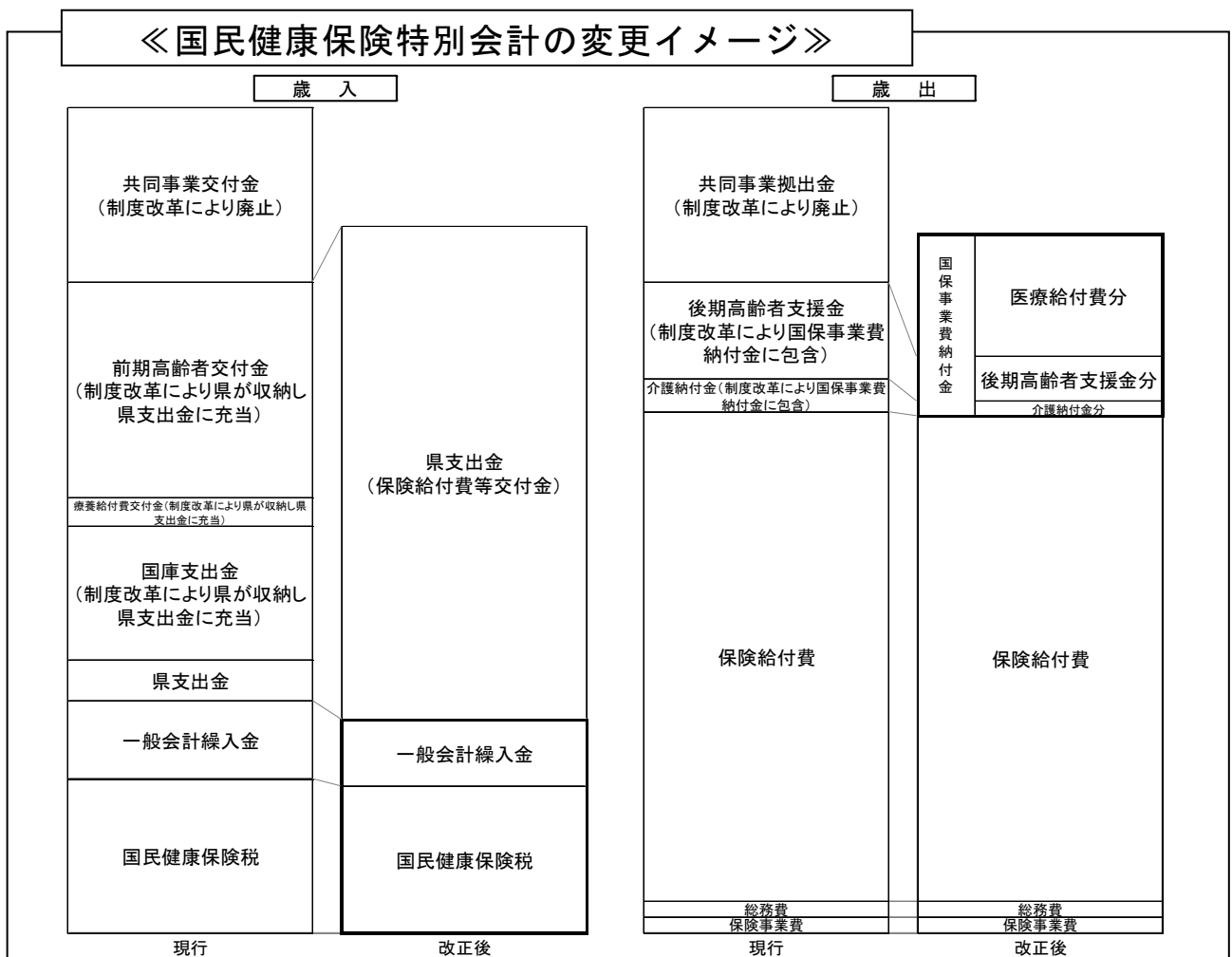
また、保険者の高額な保険給付費の負担に対する再保険制度である共同事業については、県が財政運営の主体となることでその機能が引き継がれ、共同事業自体は廃止となります。

(1) 削除する主な予算科目

- ア 歳入：前期高齢者交付金、共同事業交付金、国庫支出金のうち療養給付費負担金等、県支出金のうち高額医療共同事業負担金等
- イ 歳出：後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金、共同事業拠出金

(2) 追加する主な予算科目

- ア 歳入：県支出金のうち保険給付費等交付金
- イ 歳出：国民健康保険事業費納付金



部長会議付議事案書（報告）

（平成30年2月8日）

提案課名 国保年金課

報告者名 陶山 茂

<p>事案名</p>	<p>第3期秦野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第2期秦野市国民健康保険データヘルス計画素案の作成について</p>	<p style="text-align: right;">有 資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>平成30年度から平成35年度（2018～2023年度）を計画期間とする「第3期秦野市国民健康保険特定健康診査等実施計画・第2期秦野市国民健康保険データヘルス計画素案」を作成しましたので、広く市民に周知、意見を聴くとともに、これを計画に反映するため、パブリックコメントを実施するものです。 併せて、計画素案について、市議会議員への意見聴取をするものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>「第3期特定健康診査等実施計画」では、第1期、第2期計画における取組みの実績と課題を踏まえ、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上を図るため、年齢や地区等、未受診者や未利用者の状況に応じた勧奨や取組みを引続き実施します。 「第2期データヘルス計画」では、第1期計画における取組みや「第3期特定健康診査等実施計画」と整合を図りながら、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を引続き実施するとともに、生活習慣病重症化予防の充実に取組みます。</p>	
<p>経過</p>	<p>【平成29年度】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年8月～12月 医療費分析及び健康づくり課と現計画の評価・見直し、今後の取組み等について検討、調整 2 平成30年1月23日～30日 庁内各課照会 3 平成30年2月6日 秦野市国民健康保険運営協議会への報告（意見聴取） 	
<p>今後の進め方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年2月16日 市議会に計画（案）を報告 （3月26日まで意見聴取） 2 同年2月17日 パブリックコメントの実施 （3月16日まで意見聴取） 3 同年3月下旬 計画の決定 	

第3期秦野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び 第2期秦野市国民健康保険データヘルス計画素案について

平成30年2月8日
福祉部国保年金課

1 計画の趣旨等

特定健康診査の実施や診療報酬明細書等の電子化の進展、国保データベースシステム等の整備により、健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

本市においては、平成20年度から内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防を目的とする特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられたことに伴い、第1期、第2期特定健康診査等実施計画（平成25年度から平成29年度まで）を策定し、特定健康診査・特定保健指導事業を実施してきました。

また、健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画である第1期データヘルス計画（平成28年度から平成29年度まで）を策定し、保健事業を実施してきました。

今後、保険者として加入者の健康の保持増進や医療費適正化を図るため、効果的かつ効率的に保健事業が実施できるよう、特定健康診査等実施計画とデータヘルス計画を一体的に策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律第18条及び19条の規定に基づく「特定健康診査等実施計画」
- (2) 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づく「データヘルス計画」

この2つの計画を「秦野市総合計画」や「健康増進計画(健康はだの21)」等と調和及び整合を図り、一体的に策定するものです。

3 計画の期間

計画期間については、県における医療費適正化計画等が、平成30年度から平成35年度までを次期計画期間としていることを踏まえ、整合性を図るため、平成30年度～平成35年度（2018～2023年度）までの6年間の計画期間とします。

4 基本理念

- (1) 健康寿命の延伸・生活の質（Q O L）の向上
- (2) 将来における医療費の適正化

5 主な事業及び目標値

(1) 特定健康診査

ア 目標/実績

受診率	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値	33.0%	36.0%	39.0%	42.0%	45.0%
実績値	33.1%	34.0%	34.6%	33.8%	—

イ 課題 受診率向上

ウ 主な事業 未受診者（若年層、受診率の低い地区）への受診勧奨（はがき勧奨・電話かけ）

エ 目標値

受診率	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成35年度 (国基準)
目標値	35.0%	36.0%	37.0%	38.0%	39.0%	40.0%	60.0%以上

(2) 特定保健指導

ア 目標/実績

実施率	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値	14.0%	18.0%	22.0%	26.0%	30.0%
実績値	18.0%	23.0%	18.0%	18.5%	—

イ 課題 利用率向上

ウ 主な事業 未利用者全員への利用勧奨（通知送付・電話かけ）

エ 目標値

実施率	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成35年度 (国基準)
目標値	20.0%	21.0%	22.0%	23.0%	24.0%	26.0%	60.0%以上

(3) 生活習慣病重症化予防

ア 目標/実績

特定保健指導対象者以外で生活習慣病のリスクがある人への情報提供及び受療勧奨

平成28年度対象者への受療勧奨199人(電話勧奨)/実施率100%

イ 課題

健診異常値を放置している対象者の医療機関受診、生活習慣病治療中断者の減少の取組み

ウ 主な事業

(ア) 特定健康診査受診後、結果が異常値であるにも関わらず医療機関受診が確認できない対象者を特定し、通知にて受療勧奨

(イ) 生活習慣病で定期受診していたが、定期受診を中断した対象者を特定し、通知にて受療勧奨

エ 目標値

(ア) アウトプット（実施量）：対象者への通知率 100%

(イ) アウトカム（達成度）：対象者の医療機関受診率 20%

健診異常値放置者 20%減少

生活習慣病治療中断者数 20%減少

(4) 新たな事業

ア 糖尿病性腎症重症化予防として、健診結果やレセプト情報等から対象者を選定し、医療機関への受診指導やかかりつけ医と連携した保健指導等を行います。

イ 健康ポイントプログラムとして、健康づくりの取組み、特定健診の受診、ジェネリック医薬品の使用に対してポイントを付与し、受診率等向上を図ります。

6 検討経過

(1) 平成29年8月～12月

医療費分析及び健康づくり課と現計画の評価・見直し、今後の取組み等について検討、調整

(2) 平成30年1月23日～30日

庁内各課照会

(3) 平成30年2月6日

秦野市国民健康保険運営協議会への報告（意見聴取）

7 今後の予定

(1) 平成30年2月16日 市議会に計画（案）を報告
（3月26日まで意見聴取）

(2) 同年2月17日 パブリックコメントの実施
（3月16日まで意見聴取）

(3) 同年3月下旬 計画決定

秦野市国民健康保険
第2期データヘルス計画
第3期特定健康診査等実施計画
(案)

平成30年2月
秦野市
福祉部 国保年金課

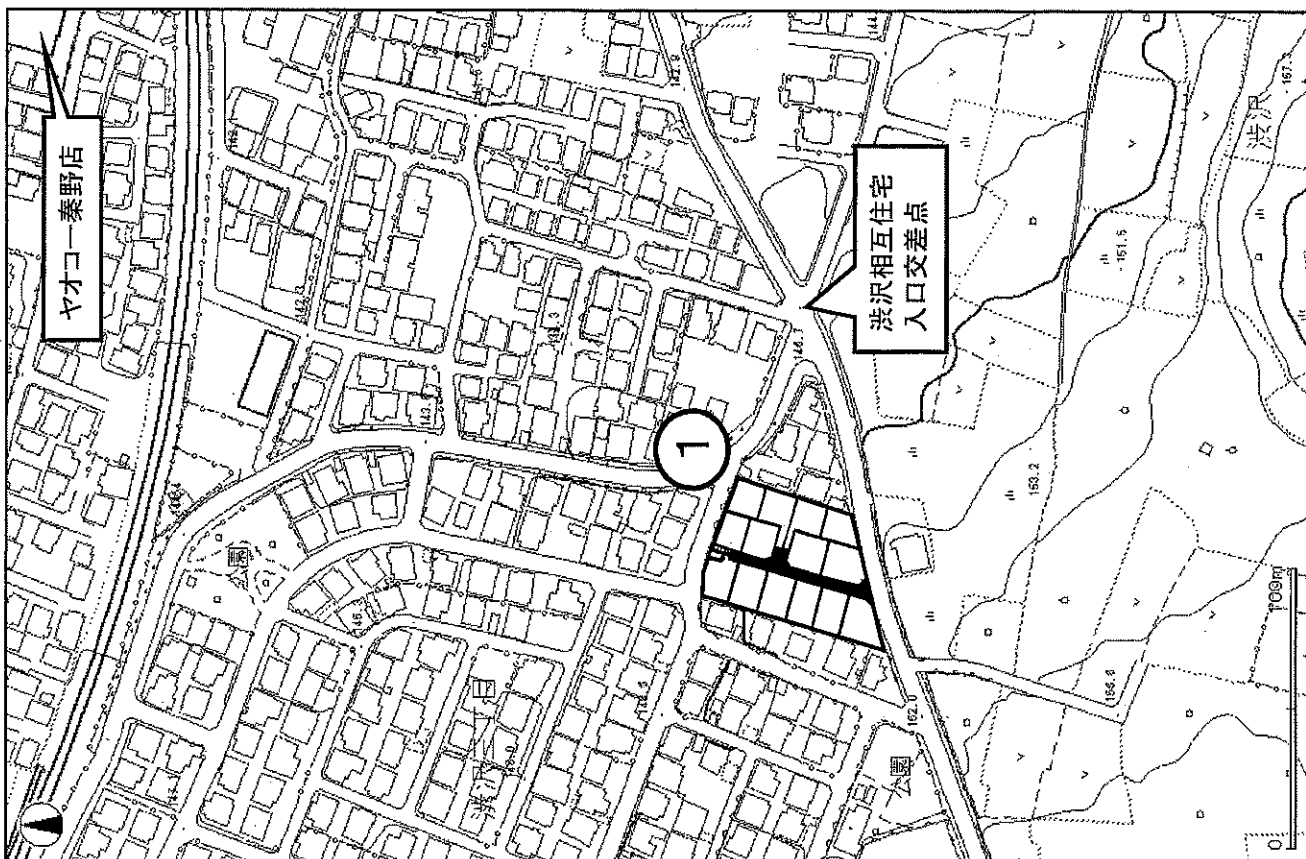
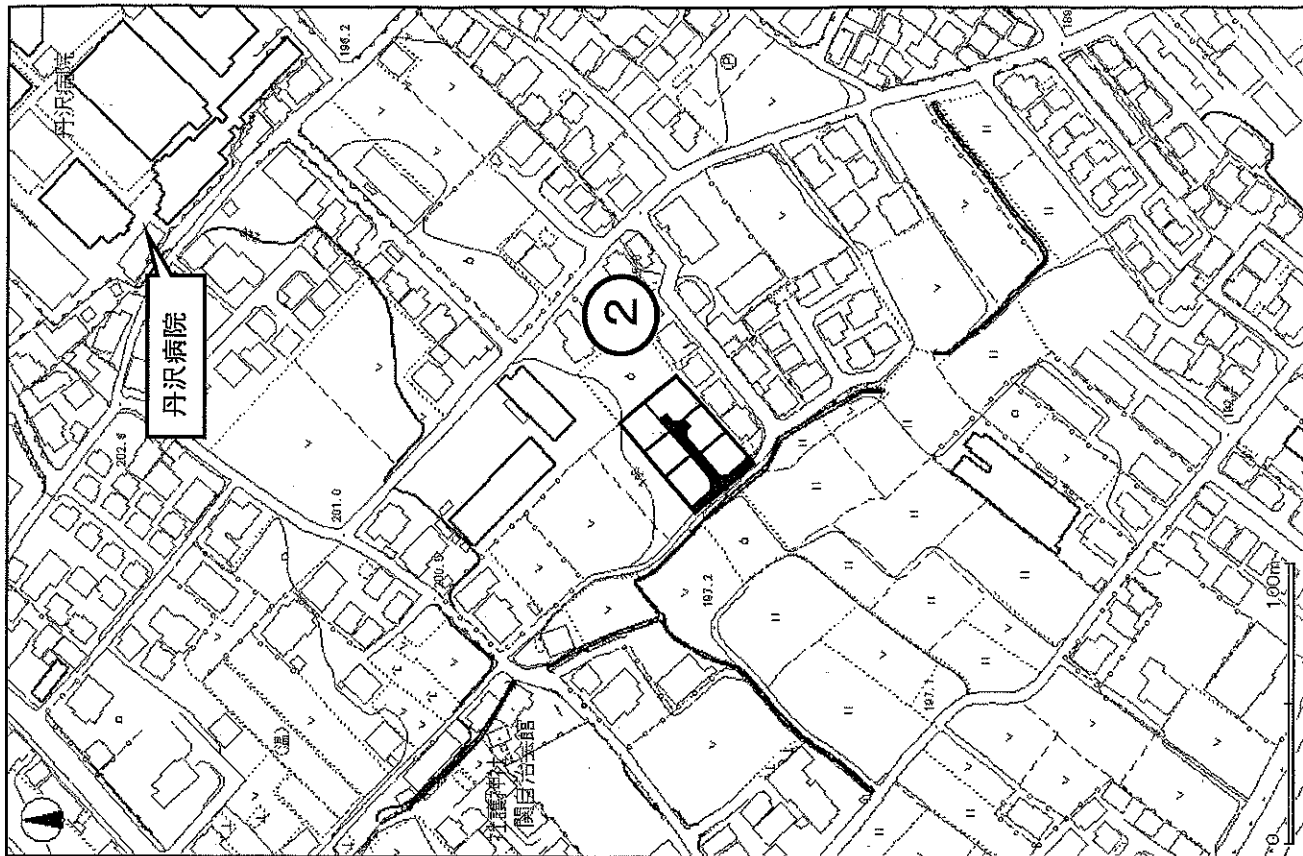
(平成29年12月・平成30年1月 調整部会)

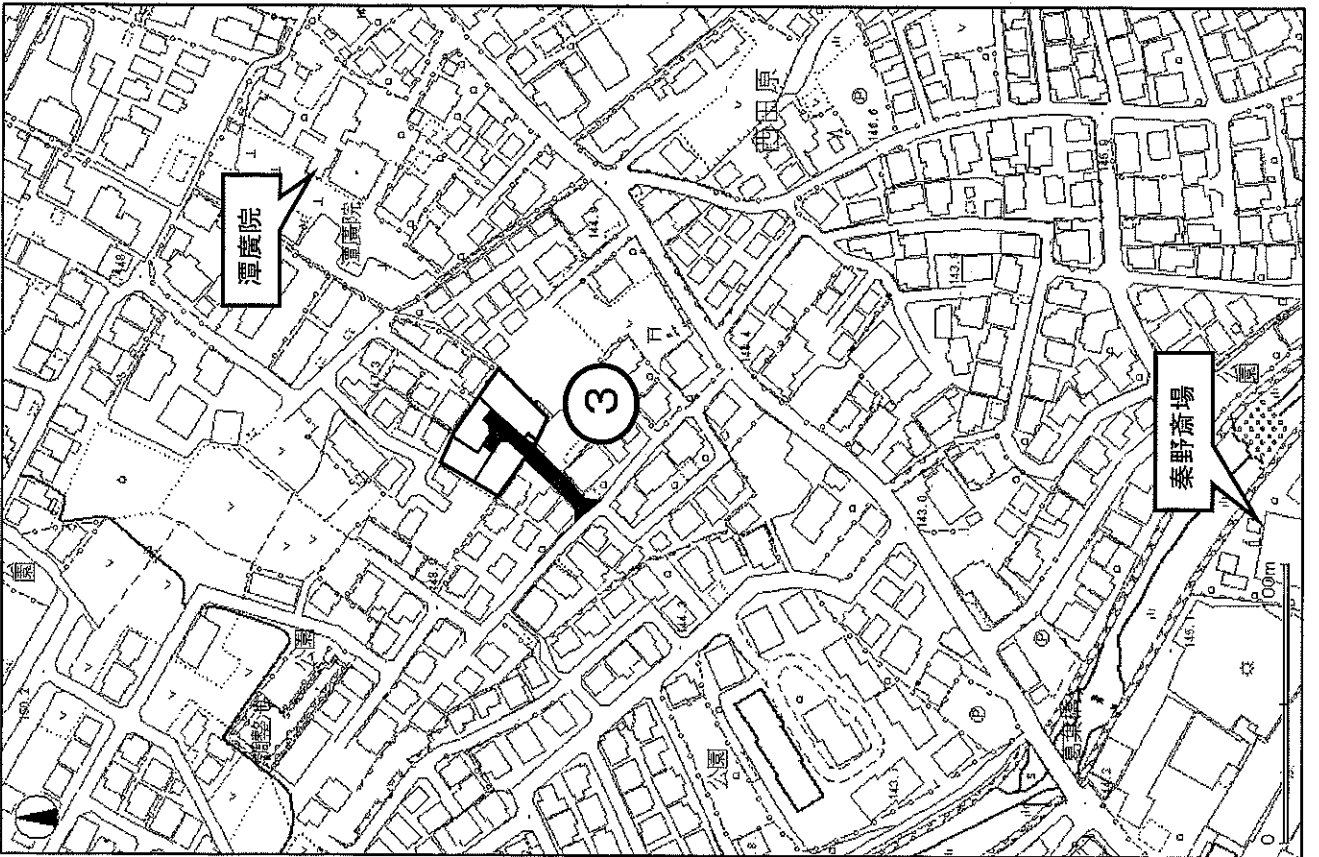
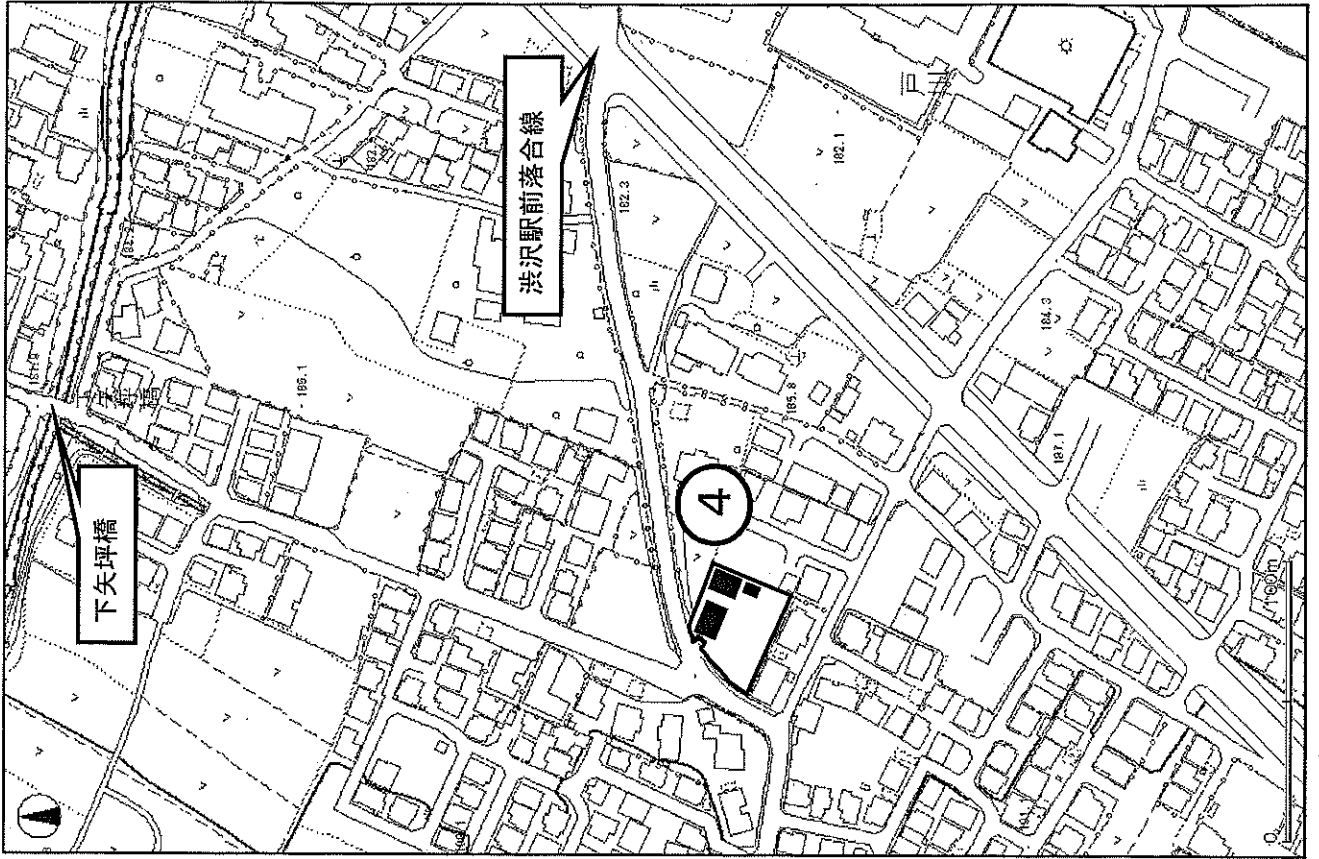
平成30年2月(定例部長会議) 開発建築指導課

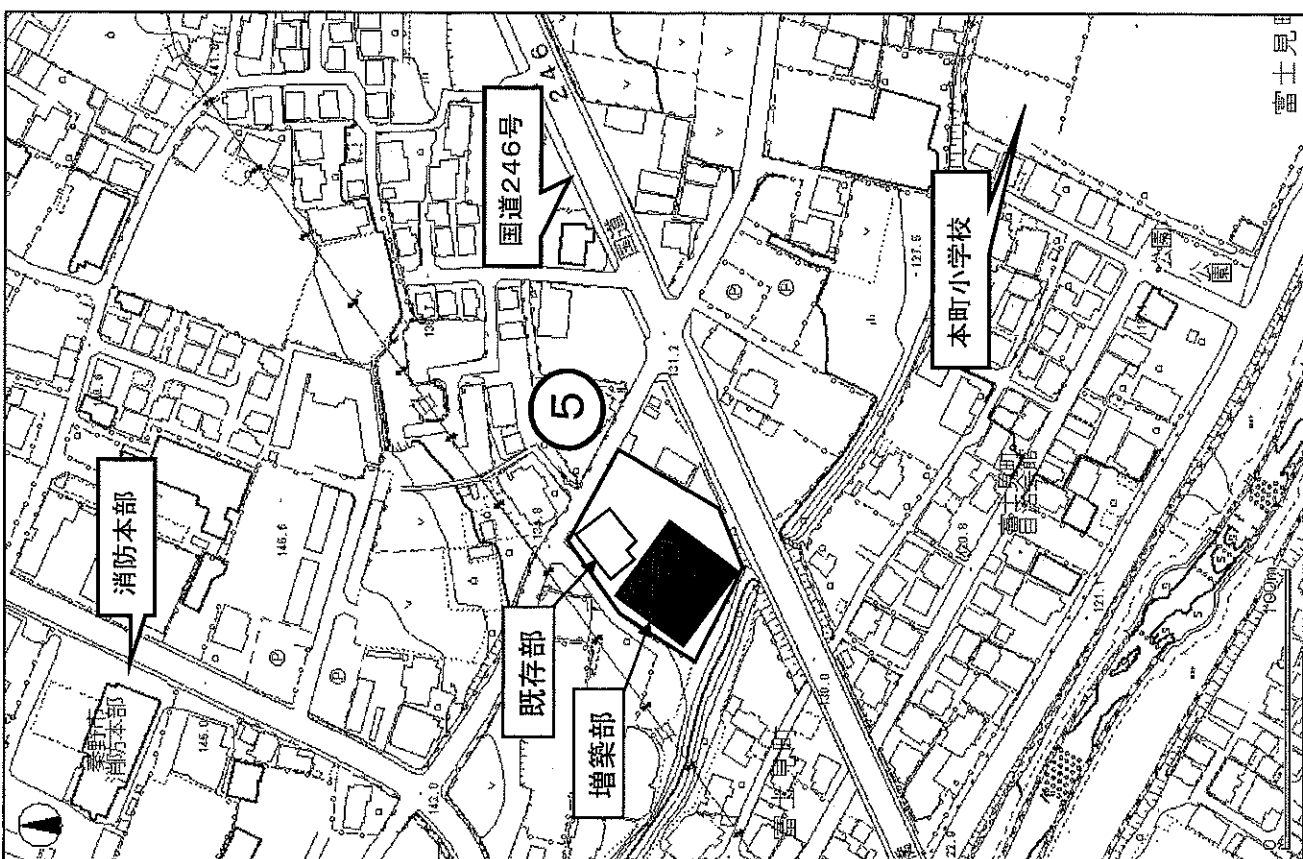
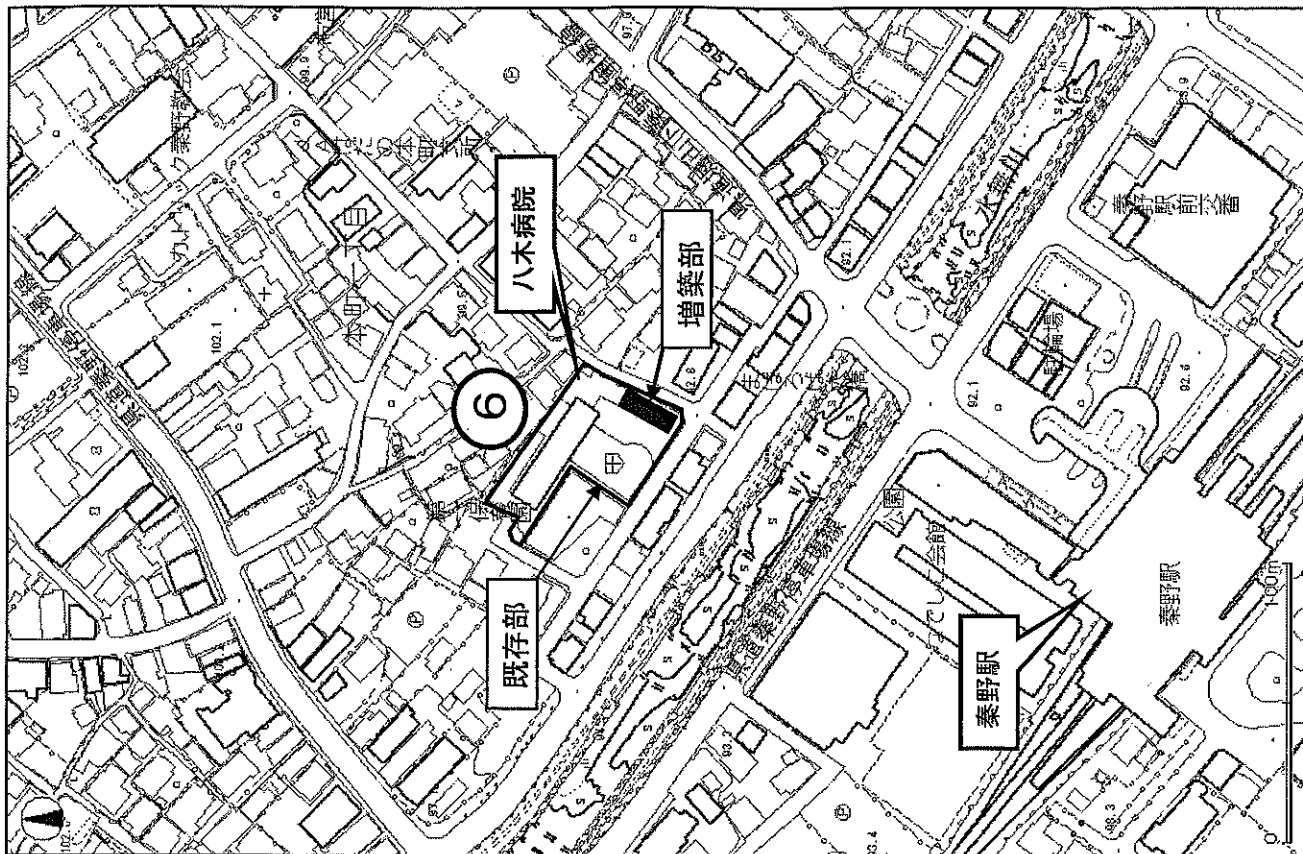
番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m ²)	計画概要
1	(事業名)	渋沢三丁目 1364番1	(事業主名)	第一種低層住居 専用地域	2,444.02	専用住宅14戸の分譲地造成
2	(事業名)	堀山下字西向ヶ谷戸 602番	(事業主名)	第一種中高層住 居専用地域	1,184.64	専用住宅6戸の分譲地造成
3	(事業名)	西田原字鳥居原 109番2ほか	(事業主名)	第一種低層住居 専用地域	1,012.76	専用住宅4戸の分譲地造成
4	(事業名)	戸川字踊り宮 84番1ほか	(事業主名)	工業地域	1,036.74	事務所兼寄宿舍1棟、倉庫1棟、 トイレ1棟の建設
5	(事業名)	富士見町 1342番1ほか	(事業主名)	第二種住居地域	2,791.83	スポーツ施設1棟の建築 (インドアテニスコート)
6	(事業名)	本町一丁目 2660番2ほか	(事業主名)	商業地域	2,161.30	病院1棟の増築
7	(事業名)	今泉字平沢入歩 2059番1ほか	(事業主名)	第一種低層住居 専用地域 第二種住居地域	2,909.75	専用住宅18戸の分譲地造成

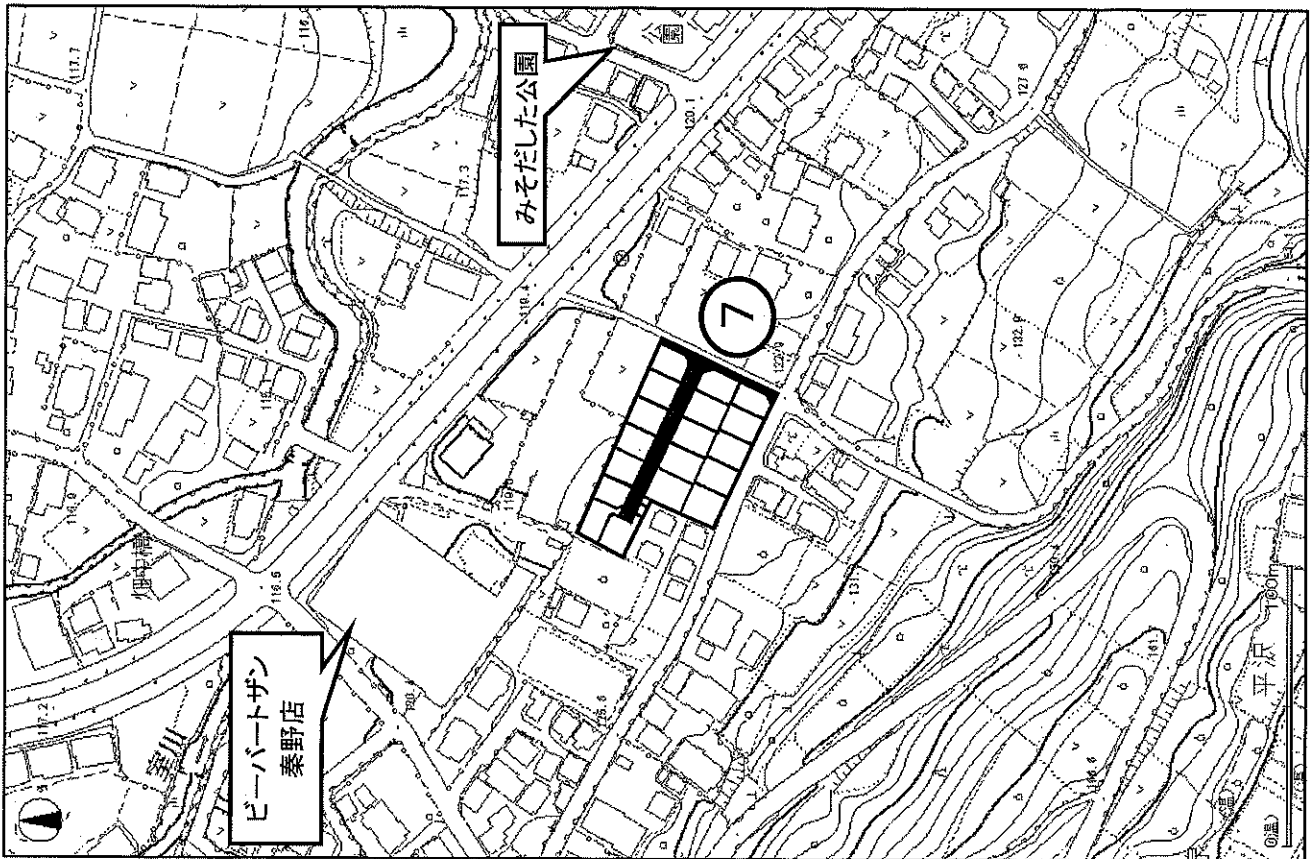
(注) 区域面積1,000m²以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び分譲住宅または共同住宅で10戸以上の環境創出行為を掲載。**(廃止案件)**

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m ²)	計画概要
8	(事業名)	鈴張町838番1ほか	(事業主名)	第一種住居地域	1,535.87	専用住宅9戸の分譲地造成
9	(事業名)	本町二丁目 2748番1	(事業主名)	近隣商業地域	479.07	共同住宅2棟の建設 (単身用11戸×2棟)









(廃止案件 区域図)

